



しあわせ便り

第25号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301

Fax/Tel: 0996-88-5326

Mail: info@shiwase-ci.com

WebPage URL: http://shiwase-ci.com/

スマホ登録
QRコード



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ「新型コロナウイルス、健康保険の休業手当金」

新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19)の話題ばかりで辟易している昨今ですが、感染もしくは感染の疑いがあり、会社を休む場合の補償(健康保険傷病手当金)の具体的な対応について、月刊社会保険5月号にQ & Aが掲載されていまして、要約して転記します。なお、趣旨が同じと思われる質問には、一括で回答を記述しますので、ご了承ください。

ただし、市町村所管の国民健康保険には、そもそも休業に関する補償という制度がありませんので、対象外となりますのでご了承ください。

Q1：被保険者がCOVID-19に感染しており、療養のため労務に服することができない場合

A1：傷病手当金の対象となる。(以下、○で示す) 支給は4日目以降の期間

Q2：被保険者に症状はないが、検査で感染陽性と診断され、療養のために労務に服せない場合

A2：○ 被保険者が疾病で療養のために労務に服せない場合、傷病手当金の対象となる。

Q3：被保険者が発熱などの自覚症状があり、COVID-19の検査を受けていないが、自宅療養している。

Q4：被保険者が発熱などの自覚症状があるため、自宅療養している期間は労務に服せなかった期間となるのか。

A3、4：○ COVID-19でなくても、発熱等で労務に服せない場合は、支給対象となりうる。ただし、事業主及び医療機関の証明が必要となる。

Q5：被保険者に発熱、咳等があり、自宅療養していたが診察を受けないまま症状が改善した場合

A5：△ 医療機関の意見書が添付できない場合、支給申請書にその旨記載し、療養のために労務に服せなかった旨事業主の証明を添付すれば、対象となりうる。

Q6：発熱、咳等で療養していたが、COVID-19以外の疾病と診断された場合

A6：○ COVID-19以外の疾病でも、療養のために労務に服せない場合、傷病手当金の対象となる。

Q7：事業所でCOVID-19感染者が発生したため、事業所全体が休業になった場合

A7：× 被保険者が疾病の療養のため労務に服せない場合が対象となるため、支給対象とはならない。この場合、事業所が休業手当(平均賃金の60%以上)を支払う義務が発生する。

Q8：被保険者に自覚症状はないが、家族等が感染し濃厚接触者として隔離、休業した場合

A8：× 被保険者が療養のために労務に服せない場合が対象となるので、支給対象とならない。

* 傷病手当金の原則は、被保険者が疾病、私傷病の療養のために労務に服せない場合が対象となる。

また、支給対象者は被保険者であり、家族等の被扶養者は対象とならない。支給対象期間は連続3日の休業後、4日目からで、賃金額の約3分の2が支給額です。医療機関と事業主の証明が原則必要です。

毎年7月に4、5、6月に支払われる賃金の平均を基礎として、社会保険料の改定(算定基礎届)が行われます。月の出勤日数が17日未満の場合、除外し計算するのですが、休業等ですべての月で17日未満となる場合、健康保険を所管する健保協会が算定し、保険料を決定するのが規定です。

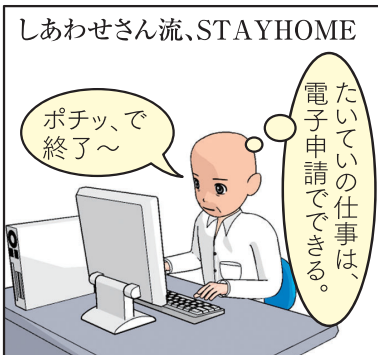
しかし、COVID-19の影響で会社が休業した場合の具体的な対応はまだ示されていません。通知等があり次第ホームページ等でお知らせします。

今は我慢の時です、みんなでこの困難を乗り越えましょう。

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.25 しあわせなSTAYHOME



むさくるしい絵が続いたので、最後は可愛く縮めてもらいましょう。